

データ連携基盤活用実証事業委託業務プロポーザル審査要領

データ連携基盤活用実証事業委託業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「データ連携基盤活用実証事業委託業務公募型プロポーザル募集要領」
(以下、「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は 100 点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

- | | |
|--------------|------|
| (1) 全体計画 | 30 点 |
| (2) 事業内容 | 65 点 |
| (3) 経費 | 3 点 |
| (4) 地消地産推進戦略 | 2 点 |

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

(1) 日時、場所

日時：令和8年9月 17日(木)

場所：高知県市町村職員共済組合 高知共済会館

COMMUNITY SQUARE（高知県高知市本町 5 丁目 3-20）

(2) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションの時間は1社 35 分(プレゼンテーション 20 分、審査委員からの質疑応答 15 分)を予定しています。

イ 順番は別途お知らせします。

ウ 審査委員会への入室は、1参加者あたり3名までとします。

エ プレゼンテーションで利用できる資料は、あらかじめ提出した企画提案書のみとします。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。なお、最低基準点は各審査員の平均で 60 点とし、審査の結果、これを下回った事業者については選定しないこととします。(参加者が1事業者のみであっても、同様とします。)

- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2人以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。なお、経費見積が同額の場合は、県が推進する施策(こうち SDGs推進企業)への取組状況を考慮し、候補者と次点者を選定します。(共同企業体による参加の場合は、共同企業体の代表者の取組状況をもって判断します。)